

今週の専門用語



無形資産の使用許諾に係る条件

無形資産の使用許諾取引につき独立価格比準法と同等の方法を適用する場合の定めは、措置法通達66の4(6)－6（無形資産の使用許諾等の取扱い）。同通達は、その独立価格比準法と同等の方法を適用する場合について、比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種であり、かつ、比較対象取引に係る使用許諾の時期、使用許諾の期間等の使用許諾の条件が国外関連取引と同様であることを要することに留意するとしている。

繰越欠損金控除前の黒字申告割合

国税庁が法人税等の申告（課税）実績で公表する黒字申告割合は、繰越欠損金控除後の申告所得金額に係る係数で算定している。平成21事務年度は過去最低の25.5%（過去最高は昭和48事務年度の65.4%）。一方、繰越欠損金控除前の黒字申告割合とは、過年度から繰り越された欠損金または災害欠損金等を控除する前の所得金額が黒字の法人の割合を示したものの。平成21事務年度は46.3%とデータのある平成11年以降では最低となっている。

多重代表訴訟

親会社株主による子会社取締役に対する株主代表訴訟の提起を許容する場合の当該訴訟のことをいう。子会社に生じた損害に関する親会社取締役への責任追及の困難さなどから提起を認めるべきとの指摘がある一方、親会社株主は、子会社取締役の責任追及をしないことを善管注意義務違反として親会社取締役の責任を追及すれば足りるとして必要性を認めない見解がある。現行の株主代表訴訟との整合性、対象となる親子会社の範囲、一定の場合での限定などが論点となる。

編集室

◆法人税率引下げに伴う財源措置を巡って大きな火花が飛び散りそうだ。政府税調の租特等PTは10月25日の会合で財源措置案を提示。経済産業省が財源措置の回答を示さないなか、しびれを切らした格好だ。◆産業界は、研究開発促進税制や減価償却制度などの見直しが行われることになれば、国際的な競争力が大きく損なわれると牽制する。これらの項目は中小企業に与える影響も大きい。さらにナフサの免税措置の見直しに至っては、石油化学産業が壊滅すると強く反対している。◆税率引下げか租特等の見直しか、今後の日本の産業にとってどのような選択がベストなのか、その行方に注目したい。(MIN)

週刊T&A master 第376号
2010年11月1日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp